

障がいのある方に対する 自動車税・自動車取得税の減免について

山形県

障がいのある方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税及び自動車取得税の減免を受けることができます。

なお、**申請期限などがありますので御注意ください。**詳しくは、2ページの「減免の申請手続き」をご覧ください。

減免の対象となる方

減免の対象となる方は、次の手帳の交付を受けている方で、障害の区分に応じ、それぞれの障害の級別に該当する障害のある方です。

1 身体障害者手帳の交付を受けている方（以下「身体障がい者」といいます。）

障害の区分	障害の級別	
	本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合 ※
視覚障害	4級1号まで (4級1号…両眼の視力の和が 0.09以上0.12以下の方)	本人運転に同じ
聴覚障害	3級まで	本人運転に同じ
平衡機能障害	3級まで	本人運転に同じ
音声機能障害 (こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります)	3級まで	該当しない
肢体不自由	上肢 (2級の2…2級のうち両上肢障害の方)	本人運転に同じ
	下肢	3級1号まで (3級1号…3級のうち両下肢障害の方)
	体幹	3級まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢	本人運転に同じ
	移動	3級両下肢まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸機能障害	3級まで	本人運転に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	3級まで	本人運転に同じ
肝臓機能障害(H22.4.1 追加)	3級まで	本人運転に同じ

※「本人運転」、「家族運転」及び「介護者運転」については、2ページの「2運転の形態」をご覧ください。

2 療育手帳の交付を受けている方（以下「知的障がい者」といいます。）

直近の障害の程度（総合判定）の判定が「A」

3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（以下「精神障がい者」といいます。）

障害等級が1級

4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（以下「戦傷病者」といいます。）

4ページの申請窓口にお問い合わせください。

減免の対象となる自動車

減免の対象となる自動車は、次のとおりです。なお、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障がいのある方1人につき1台です。

※自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象となりません。

1 車検証の名義人

障がいのある方ご本人名義の自動車に限ります。ただし障がいのある方が、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の場合は、その障がいのある方と同居し生計を同じくする方（以下「家族」といいます。）の名義でも対象となります。

2 運転の形態

- ◇ もっぱら身体障がい者又は戦傷病者の方本人が運転するもの。（以下「本人運転」といいます。）
- ◇ もっぱら障がいのある方の通学、通院、通所もしくは生業のために継続的に同居の家族が運転するもの。（以下「家族運転」といいます。）
- ◇ 障がいのある方が単身で生活している世帯の場合又は世帯全員が障がいのある方である世帯（世帯全員が家族運転の場合に減免対象となる障害の級別である場合に限り。）の場合に、その障がいのある方の通学、通院、通所もしくは生業のために、障がいのある方を常時介護する方（以下「介護者」といいます。）が継続して日常的に運転するもの。（以下「介護者運転」といいます。）

3 運転の頻度

家族運転の場合は月1回以上、介護者運転の場合は週3回以上、障がいのある方のために運転することが要件となります。

減免の申請手続き

1 申請時期（申請期限）及び申請窓口

減免申請する自動車の所有又は取得の形態により、減免の申請時期や申請窓口が異なりますのでご注意ください。※1

減免申請する自動車	申請時期 (申請期限)	申請窓口 ※5	減免対象税目	
			自動車税	自動車取得税
既に所有している自動車(4月1日現在障がいのある方本人名義で登録されている自動車)を減免申請するとき	5月定期賦課時※2 (納税通知書記載の納期限)	各総合支庁税務課 (村山総合支庁本庁舎の場合は課税課)	○	—
新車を取得して減免申請するとき※3	自動車の登録時※4 (登録日)	村山総合支庁課税課分室 又は 庄内総合支庁税務課分室	○	○
ナンバーの付いていない中古車を取得して減免申請するとき	自動車取得税が課税される自動車の場合	村山総合支庁課税課分室 又は 庄内総合支庁税務課分室	○	○
	自動車取得税が課税されない自動車の場合	村山総合支庁課税課分室 又は 庄内総合支庁税務課分室	○	—
ナンバーの付いている中古車を取得(家族名義の自動車を本人名義に変更する場合を含む)して減免申請するとき	自動車取得税が課税される自動車の場合	村山総合支庁課税課分室 又は 庄内総合支庁税務課分室	× ※6	○
	自動車取得税が課税されない自動車の場合	登録した翌年度の5月定期賦課時※2 (納税通知書記載の納期限)	各総合支庁税務課 (村山総合支庁本庁舎の場合は課税課)	○

- ※1 既に減免を受けている自動車（軽自動車含む）があり、別の自動車に取り替える場合は、非該当届を提出のうえ、改めて減免申請が必要です。手続きについては、4ページの申請窓口にお問い合わせください。
- ※2 自動車税の納税通知書が届いてから納期限（5/31）までの間。（納税通知書は5月上旬に郵送されます）
- ※3 自動車取得税が非課税となるハイブリッド車を3月に取得した場合などの申請時期は、登録の翌年度の自動車税の納税通知書が届いてから納期限（5/31）までとなります。
- ※4 自動車を登録し、自動車税・自動車取得税申告書を提出するとき。
- ※5 申請窓口の所在地等は、4ページをご覧ください。
- ※6 自動車税の減免は、申請の翌年度分からとなります。

2 減免申請に必要なもの

	必要書類	申請時期					
		5月定期賦課時			自動車の登録時		
		本人 運転	家族 運転	介護者 運転	本人 運転	家族 運転	介護者 運転
1	自動車税・自動車取得税減免申請書 (申請窓口へ備え付けてあります)	○	○	○	○	○	○
2	自動車税納税通知書(5月上旬に郵送されます)	○	○	○			
3	自動車税・自動車取得税申告書 (村山・庄内総合支庁の分室へ備え付けてあります)				○	○	○
4	自動車検査証(車検証)の原本	○	○	○	○	○	○
5	運転免許証(実際運転する方のもの)の原本	○	○	○	○	○	○
6	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳(以下「障がい者手帳等」といいます)のい ずれか該当するものの原本	○	○	○	○	○	○
7	印鑑(認め印も可)	○	○	○	○	○	○
8	使用目的を証する書類 (通院証明書、通学証明書、通所証明書等)		○			○	
9	住民票謄本		○ (注)	○ (注)		○ (注)	○ (注)
10	自動車運行計画証明書※			○			○
11	誓約書※			○			○

※ 10・11の用紙は各総合支庁税務課又は課税課にありますので、4ページの申請窓口にお問い合わせください。

(注) 家族運転の場合は、障がいのある方と運転者の方が同一住所に住んでいることを確認する必要がありますので、世帯分離している場合は、複数の住民票謄本が必要となります。

また、介護者運転の場合は、障がいのある方で構成されている世帯の住民票謄本が必要となります。運転者の方の住民票謄本は必要ありません。

3 使用目的を証する書類（証明書）・住民票謄本の有効証明（交付）年月日

- ◇ 5月定期賦課時の減免申請に使用する場合 ⇒ 当該年度の4月1日から5月31日までの間
- ◇ 自動車の登録時の減免申請に使用する場合 ⇒ 登録日の1か月前から

4 減免の申請手続きをすることができる人

- ◇ 5月定期賦課時に減免申請手続きをする場合 ⇒ 障がいのある方本人、家族、介護者
- ◇ 自動車の登録時に減免申請手続きをする場合
⇒ 障がいのある方本人、家族、介護者又は障がいのある方本人から委任された方

自動車税の継続減免

減免決定された自動車の自動車税については、自動車の使用状況や障がいの程度等に変更がなければ、翌年度以降も継続して減免となりますので、毎年減免申請を行っていただく必要はありません。

なお、継続して減免になっている方には、定期的に現況調査を行っております。

減免を受けている方の状況が変わったとき

以下のように状況が変わったときは、手続きが必要になる場合がありますので、下記の申請窓口 to 必ず連絡してください。

- ・ 障がいのある方が、入院、施設入所、死亡したとき
- ・ 自動車を、障がいのある方のために使用しなくなったとき(下取りや譲渡、廃車のため手放した。車検が切れている。等)
- ・ 障害者手帳等の障害の等級が変更されたとき又は障害者手帳等を返納したとき
- ・ 運転者が、運転免許証を更新しなかった又は返納したとき ・ 運転者が変わったとき
- ・ 家族運転で・・・障がいのある方と運転者が別居したとき又は障がいのある方の通学・通院・通所・生業のための使用を月1回もしなくなったとき
- ・ 介護者運転で・・・障がいのある方のみでの世帯でなくなったとき又は障がいのある方の通学・通院・通所・生業のための使用頻度が、週3回未満になったとき
- ・ 住所が変わったとき

※注意

・ 減免の理由に該当しなくなった場合は、速やかに「減免に該当しなくなった旨の届出書」を提出する必要があります。

・ 虚偽の申請その他不正の行為により、自動車税の減免を受けていた事実が判明した場合、あるいは減免の理由に該当しなくなっていた場合などについては、減免を取り消し、減免の理由に該当しなくなった日の属する年度の翌年度にさかのぼって自動車税が課税される場合がありますので御注意ください。

減免の申請窓口（お問い合わせ先）

申請時期	お住まいのご住所等	申請窓口 (お問い合わせ先)	住所	電話番号
5月 定期賦課時	山形市、上市市、 天童市、山辺町、 中山町及び県外	村山総合支庁 課税課	990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68	023-621-8256
	寒河江市、河北町、 西川町、朝日町、 大江町	村山総合支庁 西村山税務課	991-8501 寒河江市西根字石川西355	0237-86-8135
	村山市、東根市、 尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 北村山税務課	995-0024 村山市楯岡笛田4丁目5-1	0237-47-8621
	新庄市、金山町、 最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 税務課	996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1229 0233-29-1230
	米沢市、南陽市、 高畠町、川西町	置賜総合支庁 税務課	992-0012 米沢市金池7丁目1-50	0238-26-6014
	長井市、小国町、 白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 西置賜税務課	993-8501 長井市高野町2丁目3-1	0238-88-8210
	鶴岡市、酒田市、 三川町、庄内町、 遊佐町	庄内総合支庁 税務課	997-1392 三川町横山字袖東19-1	0235-66-5424
自動車の 登録時	山形ナンバー	村山総合支庁 課税課 分室	990-2161 山形市漆山字行段1422	023-686-5990
	庄内ナンバー	庄内総合支庁 税務課 分室	997-1321 三川町押切新田字歌枕109-2	0235-66-4144